



新 人 委 第 151 号
令 和 8 年 10 月 8 日

新潟県議会議長 小 島 義 徳 様

新 潟 県 知 事 花 角 英 世 様

新潟県人事委員会委員長 氏 家 信 彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。